

宮崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、判断能力が十分でない認知症の高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）の自己決定の尊重と権利の擁護を図るため、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、要支援者の利用を援助する成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援事業の内容)

第2条 支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う第4条各号に掲げる審判の請求（以下「審判請求」という。）
- (2) 前号に定める市長が行う審判請求に係る費用（以下「審判費用」という。）の予納
- (3) 第1号に定める市長が行う審判請求に基づき選任された、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）及び成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人（以下「成年後見監督人等」という。）の報酬の全部又は一部に対する助成金の交付
- (4) 市長以外の者が行う審判費用及び当該審判請求により選任された成年後見人等及び成年後見監督人等の報酬の全部又は一部に対する助成金の交付

(対象者)

第3条 市長は、次の各号のすべてに該当する要支援者を保護するため、成年後見制度を利用することが特に必要であると認めたときは、審判請求を行うものとする。

- (1) 事理を弁識する能力が、民法第7条、同法第11条又は同法第15条第1項に定める状態にあると認められる者
 - (2) 介護保険に係るサービスその他の福祉サービス若しくは保健医療サービスを受けている者又は受ける必要があると認められる者
 - (3) 配偶者及び二親等内の親族がいない者又はこれらの親族による次条第1号、第2号若しくは第5号に掲げる審判の請求が見込まれない者（これらの者の三親等又は四親等の親族であって、これらの審判の請求をする者の存在が明らかであるものを除く。）
- 2 前項に規定する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 市内に住所を有する要支援者で、判断能力に乏しく、日常生活を営むのに支障があると認められる者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者（介護保険法）
 - イ 本市以外の市町村が障がい福祉サービス等の支給決定を行っている者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）
 - (2) 本市の住所地特例対象被保険者
 - (3) 本市が障がい福祉サービス等の支給決定を行っている者

- (4) 生活保護を本市が決定している者（ただし、ア、イに該当する者を除く）
- (5) その他市長が認める者

（審判の種類）

第4条 支援事業の対象となる審判は、次のとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法第7条）
- (2) 保佐開始の審判（民法第11条）
- (3) 保佐人の同意を要する行為に関する審判（民法第13条第2項）
- (4) 保佐人への代理権付与の審判（民法第876条の4第1項）
- (5) 補助開始の審判（民法第15条第1項）
- (6) 補助人の同意を要する行為に関する審判（民法第17条第1項）
- (7) 補助人への代理権付与の審判（民法第876条の9第1項）

（審判費用の予納）

第5条 市長は、第3条の規定により審判請求を行うときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定に基づき、家庭裁判所に審判費用を予納するものとする。

（審判費用の求償）

第6条 市長は、前条の規定により予納した審判費用に関し、審判費用の全部又は一部を要支援者に負担させることが適当であると認めたときは、家事事件手続法第28条第2項の規定による家庭裁判所の命令を求める申立を行うものとする。

2 市長は、前項の家庭裁判所の命令があったときは、当該命令に定める額の範囲内で、要支援者に審判費用の全部又は一部を求償するものとする。

（審判費用の助成）

第7条 市長は、第3条各号（第3号を除く。）のいずれにも該当する要支援者に係る審判請求を市長以外の者が行う場合において、当該市長以外の者が次の各号のいずれかに該当するときは、その申請により、予算の範囲内で、当該審判費用の全部又は一部について助成金を交付することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）
- (2) 審判費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者

2 前項2号に規定する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本人が市民税非課税である。
- (2) 1月の収入の合計額が、生活保護基準により算出した最低生活費（生活扶助〔居宅1類、居宅2類、加算〕の1.2倍の額及び住宅扶助の合計の月額）以下の額である。

（報酬の助成）

第8条 市長は、第3条の規定により市長が行う審判請求又は前条に規定する市長以外の者が行

う審判請求により、第4条第1号、第2号又は第5号に掲げる審判を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）が、次の各号のすべてに該当するときは、成年被後見人等及び成年被後見監督人等の申請により、予算の範囲内で、助成金を交付することができる。ただし、申請の時点において、当該成年被後見人等の現金及び預貯金の合計額が50万円以上である場合は、報酬の助成を行わないものとする。

- (1) 成年被後見人等及び成年被後見監督人等の報酬について、家庭裁判所で当該成年被後見人等の財産の中から付与する審判（以下「報酬付与の審判」という。）を受けた者
- (2) 被保護者又は助成金の交付を受けなければ成年被後見人等及び成年被後見監督人等に対する報酬の支払が困難であると認められる者
- (3) 成年被後見人等及び成年被後見監督人等が次のいずれにも該当しない者
 - ア 当該成年被後見人等の配偶者
 - イ 当該成年被後見人等の民法第877条第1項に定める扶養義務者

2 前項の助成金の額は、報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した額とし、次に掲げる額を上限とする。

- (1) 在宅で生活する者 月額28,000円
- (2) 前号以外の者 月額18,000円

3 前項各号の規定に関わらず、前項第1号と第2号が混在する月の上限は、在宅で生活する日数が2分の1以上の場合は、前項第1号を適用し、在宅で生活する日数が2分の1未満の場合は、前項第2号を適用する。

4 市長は第1項に規定する交付した助成金について、当該成年被後見人等に負担能力が発生した場合においては、当該金額の一部又は全額を成年被後見人等及び成年被後見監督人等に対して請求するものとする。

(助成金の申請等)

第9条 第7条の助成金の申請は、審判請求を行う市長以外の者（以下「審判請求人」という。）が、宮崎市後見等開始審判費用助成金交付申請書（様式第1号）により審判確定の日から60日以内に、前条第1項の助成金の申請は、成年被後見人等及び成年被後見監督人等が、宮崎市後見等報酬助成金交付申請書（様式第2号）により報酬付与の審判を受けた日から60日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、助成金の交付の可否及び助成額を決定し、宮崎市成年被後見制度利用支援事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、当該申請をした審判請求人又は成年被後見人等若しくは成年被後見監督人等に通知するものとする。

3 後見等報酬助成金の申請は、原則1年に1度行うものとし、助成の対象となる期間は、12月を超えない期間とする。この場合において、家庭裁判所の報酬付与の決定の対象期間が12月を超えるときは、当該対象期間の終期以前の12月を助成の対象とする。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、12月を超えた期間を助成の対象とすることができる。

(成年被後見人等死亡後の助成)

第10条 成年被後見人等が死亡した場合において、成年後見人等及び成年後見監督人等であった者は、前条第1項の規定による後見等報酬助成金の申請をすることができる。この場合において、助成の対象となる期間は、原則12月を超えない範囲とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、助成金の交付の可否及び助成額を決定し、宮崎市成年後見制度利用支援事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により、当該申請をした審判請求人又は成年後見人等若しくは成年後見監督人等に通知するものとする。
- 3 前項により決定する助成額は、死亡後の必要な支払いを済ませた上で、成年被後見人等の財産として残った現金及び預貯金を後見人等の報酬に充当してもなお不足する金額とし、第8条第2項に定める額を上限とする。

（助成金の請求及び支払）

- 第11条 助成金は、第9条第2項及び前条第2項により助成金の交付が決定された審判請求人又は成年後見人等若しくは成年後見監督人等は、当該決定された助成金を請求することができる。
- 2 前項の請求は、宮崎市成年後見制度利用支援事業助成金請求書（様式第4号）により、行わなければならない。

（後見人の報告義務）

- 第12条 助成金の交付を受けている成年被後見人等の成年後見人等及び成年後見監督人等は、当該成年被後見人等の資産の状況の変動または生活状況の変化があったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

（助成金の返還）

- 第13条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付の決定を受けた者がいると認めるときは、助成金の全部又は一部の返還をその者へ宮崎市成年後見制度利用支援事業助成金返還命令書（様式第5号）により求めるものとする。

（実施体制）

- 第14条 支援事業の実施に関し、高齢者及び知的障がい者については福祉部福祉総務課が、精神障がい者については健康管理部健康支援課が所管するものとする。

（委任）

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(宮崎市成年後見制度利用支援事業運営要綱の廃止)
- 2 宮崎市成年後見制度利用支援事業運営要綱(平成15年4月1日何定)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 第7条の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる審判請求に係る審判費用について適用する。
- 4 第8条の規定は、施行日以後の成年後見人等の職務に対する報酬費用について適用し、施行日前の期間を含む報酬付与の審判に係る成年後見人等の報酬については、適用しない
- 5 施行日前に市長が行った審判請求により選任された成年後見人等の職務に対する報酬費用のうち、施行日前の期間を含む報酬付与の審判に係るものに対する助成金の交付については、この要綱による廃止前の宮崎市成年後見制度利用支援事業運営要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月15日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎市後見等開始審判費用助成金交付申請書

年 月 日

宮崎市長 様

(申立人)

申請者 住所

氏名

電話番号

後見等開始審判費用の助成を受けたいので、宮崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

対象者 (被後見人等)	住所		
	氏名		年 月 日生
申請理由			
助成金申請額	円		
	内 訳	金 額	備 考
	(1) 申立手数料 (収入印紙代)	円	
	(2) 登記手数料 (収入印紙代)	円	
	(3) 郵便切手	円	
	(4) 鑑定費用	円	
添付書類	(1) 審判書謄本の写し (2) 確定証明書または登記事項証明書の写し (3) 審判申立てに要した費用が分かる書類 (領収書等) (4) 収入を証明するもの (給与明細、年金証書、生活保護受給者証等の写し) (5) 預貯金通帳の写し		

【同意欄】 助成金の交付の審査のため、担当課の職員が申請者（申立人）の課税台帳を閲覧することに同意します。

氏名

宮崎市後見等報酬助成金交付申請書

年 月 日

宮崎市長 様

（成年後見人・保佐人・補助人・成年後見監督人等）

申請者 住所

氏名

電話番号

成年後見人等の報酬助成を受けたいので、宮崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

対 象 者 （被後見人等）	住所			
	氏名		年 月 日生	
申 請 理 由				
助 成 対 象 期 間	年 月 日から	年 月 日まで		
報 酬 助 成 対 象 額	円			

【添付書類】

- 報酬付与の審判書謄本の写し
- 成年被後見人等の財産目録の写し
- 成年被後見人等の預貯金通帳の写し（申請日時点で最新の状態）
- 登記事項証明書の写し（3カ月以内の取得日でなくともよい）

年 月 日

様

宮崎市長

宮崎市成年後見制度利用支援事業助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありました宮崎市成年後見制度利用支援事業の助成につきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

決定事項

対 象 者	住所		
	氏名		年 月 日生
助 成 の 内 容	<input type="checkbox"/> 後見等開始審判費用助成 <input type="checkbox"/> 成年後見人等の報酬助成		
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 却下		
助 成 金 決 定 額	円		
備 考	(却下の場合は、その理由)		

年 月 日

宮崎市成年後見制度利用支援事業助成金請求書

宮崎市長 様

請求者 住所
氏名

年 月 日付宮 第 号で決定のあった宮崎市成年後見制度利用支援事業助成金について、宮崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり請求いたします。なお、助成額は、下記の口座に振込を依頼します。

記

1. 請求金額 _____ 円

2. 振込先

振込先 金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
預金種別 口座番号	普通・当座	口座番号
(フリガナ) 口座名義		

年 月 日

様

宮崎市長

宮崎市成年後見制度利用支援事業助成金返還命令書

宮崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱第13条の規定により、次のとおり返還を命じます。

返 還 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 理 由	
返 還 方 法	
助 成 決 定 金 額	円
助成金の既交付金額	円